

被保険者・被扶養者の皆様へ

大同特殊鋼健康保険組合

令和4年度 「健康保険 被扶養者資格確認調査」実施のご案内

日頃は大同特殊鋼健康保険組合の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびご案内する「被扶養者資格確認調査」は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知・指導により、毎年実施することとなっております。すでに被扶養者として認定されている方が引き続きその資格を満たしているかどうかを確認するもので、当健康保険組合の健全な運営のために必要不可欠な調査となりますので、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

この調査にあたり、**今年度から回答方法を変更いたしました。大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉に導入した「MY HEALTH WEB」上の専用サイトで、簡単にご回答いただけます（PC・スマートフォン・タブレット端末対応）。**

なお、本調査につきましては「株式会社 法研」へ委託しており、当健康保険組合ではお問い合わせに対応しておりません。各種お問い合わせは「当健康保険組合専用 法研コールセンター」までお願いいたします。

「令和4年度 被扶養者資格確認調査」の概要

調査対象者 令和4年6月5日時点加入の被保険者（海外勤務者を含む）の
令和4年7月1日時点の被扶養者

令和4年12月1日までに後期高齢者（75歳）になる方および
令和4年6月5日時点の任意継続被保険者の世帯を除く。

調査開始 令和4年8月9日（火）14時30分 **専用サイトオープン!**

回答期限 令和4年9月30日（金）23時59分 **専用サイトクローズ!**

回答方法 大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉
「MY HEALTH WEB」の専用サイトから
設問に回答し、必要書類をアップロードする

詳しい手順は中面をご覧ください➡

資格確認の結果は
専用サイトから!
令和4年10月以降、いつでも
確認できますよ



審査結果（減員） 次の場合、大同健保の被扶養者から以下の日付で削除
（「削除証明書」の通知が届かない方は被扶養者として認定継続）

- 期日までに回答がない場合* …… 令和4年10月1日付で削除
- 認定資格を満たしていない場合 …… 令和4年12月1日付で削除
- 再調査依頼に対して提出がない場合 …… 令和4年12月1日付で削除
- 就職等で、すでに新たな資格がある場合 …… 資格取得日に削除

*健康保険法施行規則第50条9項「検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」

その他

- 被保険者の扶養を外す場合は、本調査と別に減員手続きが必要です。
- 「MY HEALTH WEB」をPCでご利用いただく場合、推奨ウェブブラウザは「Microsoft Edge最新版」「GoogleChrome最新版」「Safari最新版」です。
- 被扶養者資格に関して、大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉で詳細をご確認いただけます。

大同特殊鋼健康保険組合

〈すまいるケンポ〉 <https://www.daidokenpo.jp>

個人情報の取り扱いにつきましては当健保組合の「個人情報保護」をご参照ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」に対し適切な管理および監査を行います。



こんなケース、誤解です!

誤解ケース①

被扶養者
資格確認調査?
面倒だから
放っておこう



ご回答いただけない場合、ご回答いただくまでご連絡をさしあげます。
また、ご提出いただいても書類に不備がある場合は、再提出いただけます。

必要書類の漏れや年度違いにご注意ください。

所得(課税)証明書類・源泉徴収票	令和4年度(令和3年1月~12月分)
確定申告書類	令和3年分(令和3年1月~12月分)
年金額の証明書	令和4年発行のもの

誤解ケース②

回答終了!
これで被扶養者の
削除手続きは
完了だね!



いいえ、調査にご回答いただいても、「被扶養者異動届(減員)」を提出しないと手続きしたことはありません。被扶養者としての資格がなくなった方がいる場合、かならず会社経由で届出をお願いします。

誤解ケース③

もう就職したけど、
まだ昔の
保険証持ってたから
使っちゃえ



絶対にNG!です。被扶養者の要件を満たさなくなった日から大同健保の被扶養者ではなくなり、健康保険証も使えません。誤って医療機関で使用した場合は、かかった費用を請求いたします。

不要になった「健康保険証」は、必ず届出とともに会社経由で大同健保へご返却ください!

大同健保ホームページ(すまいるケンポ)では、他にもさまざまなご質問へ回答しています。➡



お問い合わせ

被扶養者資格調査(設問や必要書類等)について
法研コールセンター
大同特殊鋼健康保険組合 被扶養者資格調査窓口
TEL 03-5213-4642
9:00~17:00(土日祝除く)

[MY HEALTH WEB]へのアクセス方法・セキュリティコード発行について
MY HEALTH WEBヘルプデスク
TEL 03-5213-4467 9:00~17:00(土日祝除く)
※「あなたのページから」からのログイン方法は大同特殊鋼健康保険組合(担当:栄口)
メール KNP-kenpo@sog.daido.co.jp
TEL 052-671-1187 9:00~12:00(土日祝除く)

被扶養者の要件と調査の内容

被扶養者はご自身の保険料を負担することなく給付や保健事業を受けられるため、被扶養者として認められるには親族関係(続柄)、収入、同居かどうかなど、一定の要件を満たす必要があります。

しかし、要件を満たして被扶養者となっても、時とともに状況が変化して要件を外れることがあるため、大同健保は定期的に確認を行い、本来負担しなくてもよい保険給付費などの費用の支出を防いでいます。

今回の調査の内容(回答方法・対象者・確認事項など)

	対象となる被扶養者	確認事項
① 現況調査〈WEB回答〉	全員	氏名・住所・国内居住・同居
② 収入調査〈WEB回答〉	配偶者(内縁含む)、子 (子は確認書類のアップロードあり)	収入・雇用保険
③ 夫婦共同扶養調査〈WEB回答〉	(大同健保未加入の配偶者等)	配偶者の収入・ひとり親の現況

父母・兄弟姉妹を被扶養者に行している方は「紙の回答」となります。
別途、対象となる世帯に8月末までに各事業所経由で書面でご案内を送付いたします。

被扶養者として認められるには?(被扶養者の要件)

被保険者から見て次の「親族の範囲」にあり、かつ収入・同居等の要件を満たすことが必要です。

- **親族の範囲**:被保険者からみて直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、兄弟姉妹、3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子。

- **被扶養者の収入**:次の①②の両方を満たすこと。

①被扶養者の年間収入

60歳未満……………**130万円未満**
60歳以上・障害年金受給者…**180万円未満**

ここでいう年間収入とは、給与・年金・事業収入・雇用保険給付金、不動産収入・利子・配当金・雑収入その他継続性のあるすべての収入。

②被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が**同居**の場合…被扶養者の年間収入が被保険者の**1/2未満**
被保険者と被扶養者が**別居**の場合…被扶養者の年間収入が被保険者からの**送金額未満**

他、認定要件の詳細は大同健保ホームページ(すまいるケンボ)からご確認ください。➔



[MY HEALTH WEB]ご利用時のご注意

	オペレーティングシステム(OS)	ウェブブラウザ
パソコン	Windows 7以降	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版
	Mac OS 10.11以降	Safari最新版
スマートフォン タブレット	iOS 10以降	各OSで標準搭載されている ブラウザ
	Android 5以降	

推奨環境

[MY HEALTH WEB]は、パソコン・スマートフォン・タブレットからご利用いただけます。左記の推奨環境をご覧ください。

利用規約

[MY HEALTH WEB]の利用内容・ポイントの取り扱い・禁止事項など利用条件を定めたものです。サイト内にありますので内容をご確認ください。

個人情報の取り扱い

被保険者等の個人情報の取り扱いについては、当健保の個人情報保護管理規程に基づきホームページに公表しているほか、「MY HEALTH WEB」サイト内にプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)を掲載しています。

やってみよう! WEB回答

1 WEB回答の準備

7月上旬に送付したご案内でも、以下の内容をお知らせしています。
すでに準備が完了している方は、「②専用サイトから回答する」へお進みください。

① 「あなたのページ」に登録します

すでに登録済みの方は②へ▶▶

はじめてご利用になる方はこちら ▶ をクリック(タップ)。

以前に登録したが、ユーザーID/パスワードや登録のメールアドレス等をお忘れの方、利用できないという方は「再発行申請フォーム」よりご申請ください。



こちらから!

② 登録後、「あなたのページ」から「MY HEALTH WEB」にログインし、メールアドレスを登録します



メールアドレス等を登録。



③「セキュリティコード」を申請しますに進むにあたり、「健診結果情報」⇒「健康度」または「健診結果」をクリック(タップ)。

③ 「セキュリティコード」を申請します

「セキュリティコード発行依頼」ボタンをクリック(タップ)。

発行依頼ボタンは健診結果など、セキュリティコードによる認証が必要なページを初めて利用するときに表示されます。



必要事項を入力し、「次へ」をクリック(タップ)。



④ 郵送で「セキュリティコード」が届いたら、それを使って任意の「新しいセキュリティコード」を入力します



準備OK!

郵送で届いた最初のセキュリティコードを使って、任意の「新しいセキュリティコード」を登録します。

■「セキュリティコード」は「あなたのページ」のユーザーID/パスワードとは異なるものです。

自分で決めた新しいコードは忘れないように控えておくことをおすすめします。



② 専用サイトから回答

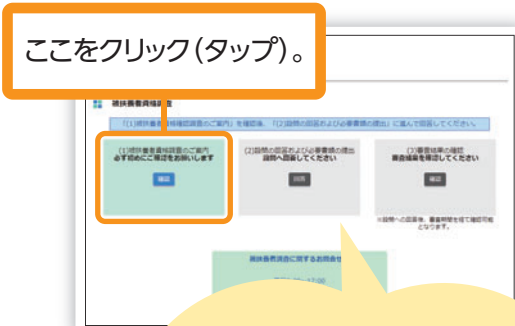
- ① 「MY HEALTH WEB」にログインし、被扶養者資格確認調査専用サイトに移行します



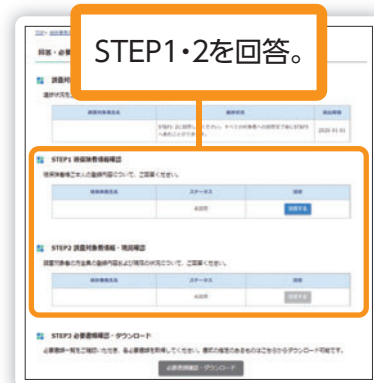
- ② 調査目的を確認し、「誓約する」をクリック(タップ)



- ③ 調査TOP画面の「(1)被扶養者資格調査のご案内」をクリックし、実施概要・調査の流れ・認定基準を確認します



- ④ ③の画面に戻り、「(2)設問の回答および必要書類の提出」からSTEP1・2を回答します



調査の進捗状況は、随時「(2) 設問の回答および必要書類の提出」から確認できます。

※調査が終わると、「(3) 審査結果の確認」に結果が公開されます。

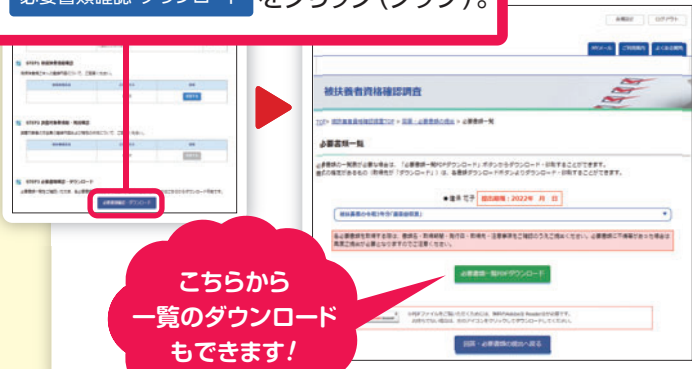
回答は中断も可能です。
再ログインすれば
続きから始められますよ!



3 必要書類を提出(アップロード)

① 調査TOP画面(前ページ③)に戻り、「STEP3」から必要書類を確認します

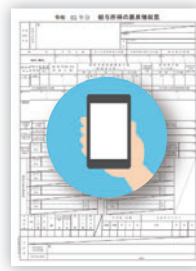
必要書類確認・ダウンロード をクリック(タップ)。



こちらから
一覧のダウンロード
もできます!

② 必要書類を画像にします

必要書類をお手元に揃えていただきましたら、スマートフォンで撮影またはPC等でスキャンなどして画像を保存してください。



例 令和3年分「源泉徴収票」

- ※アップロードできる画像形式はpdf/jpg/png/gifです。
- ※サイズは1枚につき10MBまで、1回20枚までが限度です。それ以上の場合は複数回に分けてアップロードしてください。
- ※必要書類が複数の場合は、すべての書類を一度にアップロードする必要はありません。提出期限までに随時アップロードをお願いいたします。
- ※裏面のある書類や2枚以上の書類は、まとめて1ページずつデータ化してください。
- ※追記事項がある場合、メモなども画像にしてアップロードしてください。
- ※必要書類の取得費用は全額をご負担ください。大同健保は取得手続きおよび取得費用について一切の関与をいたしません。

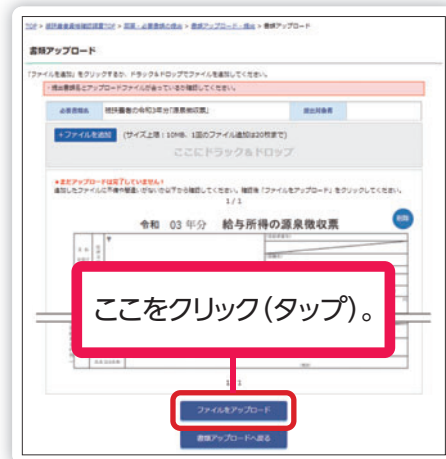
③ 前ページ③の画面に戻り、「STEP4」から書類画像をアップロードします

必要書類確認・ダウンロード をクリック(タップ)。



ここからアップロード。

④ アップロードを完了させます



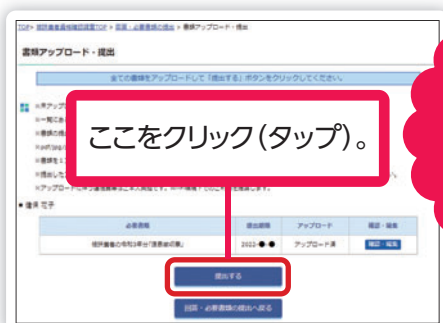
ここをクリック(タップ)。

⑤ これで調査は完了です!

すべての必要書類のアップロードが完了したら、

提出する ボタンを押します。

これで完了です!



ここをクリック(タップ)。

完了!

確認の結果、扶養削除の対象となりましたら、削除手続きをお願いします。手続きをされない場合、このリーフレット1ページ目に記載の日付にて扶養削除とします。

必要書類は結果が表示されるまでお手元に保管しましょう。画像不鮮明・文字の見切れ等により、再提出になることも…



画像は開発中のものです。